令和5年度　事業計画

当法人は障害があるというだけで、働く能力があるにもかかわらず本人たちに適した訓練

を行う場所が少ないために、就労する場所や能力を発揮することができない人たちに対し

て、就労するための訓練を行い、障害を持つ人たちの自立と社会参加の支援、地域住民との

交流に寄与することを目的としています。

2019年から全世界を恐怖と不安に陥れた新型コロナウイルス感染症も本年度より5類感染症となる予定が決まっており、法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組みから

個人の選択を尊重し、国民の自主的な取り組みをベースとした対応に変わっていきます。

その変化の中、当法人は利用者やその家族、または地域の人たちの暮らしや日常を守る努力を続けてまいります。

また、様々なハラスメントに代表される人権擁護の問題につきましても、個々の人権、個性、特性を考慮し、あらゆる観点から検証していきたいと考えております。

本年度も当法人運営に於きましてご助言ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

・特定非営利活動に係る事業

事業名　　　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害

　　　　　　福祉サービス事業

事業種別　　就労継続支援A型（定員30名）

事業日程　　令和5年4月1日から令和6年3月31日

実施場所　　大阪府八尾市南亀井町四丁目63番地1

対象者　　　大阪府内の知的障害者等

収益見込　　収入115,000,000円　　支出95,000,000円

事業の方針

1. 就労継続支援A型

　・安定した事業収益の確保

　・従事者のスキルアップの為の研修受講の推進

　・利用者の体調管理、作業能力の向上

　・利用者の福祉サービス利用の推進

　・他の福祉事業所との連携強化

　・福祉、介護職員処遇改善加算の取得及び職員への周知徹底

　・利用者の社会参加、地元企業との協働

　・利用者のスキル向上への取り組み（パソコン、施設外就労）

1. その他の事業に関する事項

　　・就労継続支援Ａ型定員30名から20名への移行

　　・就労継続支援Ｂ型併設の検討

　　・共同生活援助への理解

　　・補助金、及び助成金申請の検討

　　昨年度より、就労継続支援Ａ型での雇用継続が難しい利用者の受け皿としてＢ型

　　事業所併設の検討に入っている。しかしながら長年Ａ型で雇用され、賃金等も最低

　　賃金が当然と考えられており移行への壁は高い。ただ、年齢による大幅なスキル低下

　　に最低賃金を払い続けるのは事業所の運営維持を考えると疑問である。

　　共同生活援助においても、別に一拠点設けることによる管理不足が懸念され、優秀な

　　人材確保も、人手不足の昨今難しいと思われる。

　　来年度予定される報酬改定を鑑み、まずは定員変更の検討に入ることとする。